

令和6年度大島北高校部活動ガイドライン

本校の部活動運営については、スポーツ庁及び文化庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」および「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」と「鹿児島県部活動の在り方に関する方針」に基づき、以下のような活動方針で実施いたします。

1 活動方針

- (1) 部員の自主性を尊重し、生徒自ら主体的に取り組む姿勢や態度を育成するように努める。
- (2) 部員一人一人の人格を尊重し、人間性や社会性を育成するように努める。
- (3) 部員の健康状態を十分把握し、活動場所や活動内容等の安全管理に配慮して、事故の未然防止に努める。
- (4) 原則として、週当たり2日以上（平日1日、週休日に1日）の休養日进行ける。また、1日の活動時間は、長くとも平日2時間程度、休業日3時間程度とする。
- (5) 部活動の運営においては、顧問の負担が過重とならないよう副顧問等と役割を分担するなどして、心身共に健全な運営ができるように努める。

2 各部顧問等の対応

- (1) 本校の「活動方針」に則り、生徒や保護者の要望等を踏まえ、各部の活動方針を作成する。
- (2) 年間の活動計画（活動日、休養日および参加予定大会日程等）ならびに毎月の活動計画および活動実績（活動日時・場所、休養日および大会参加日等）を作成し、教頭へ提出する。
- (3) 作成した活動方針および活動計画等を本校のホームページへの掲載等により公表する。
- (4) 活動方針や活動計画等のほか、各部が独自に行っている取り組みについても保護者への説明を行い、理解を得る。
- (5) 計画に変更が生じた場合は、事前に生徒を通して保護者に伝える。